

昭和40年大蔵省(現財務省)告示第154号による指定(包括指定の寄附金)

区分	告示内容		備考
①学校教育関係	第1号	国立大学法人等の業務に充てられる寄附金 国立大学法人 大学共同利用機関法人 国立高等専門学校機構 公立大学法人	
	第1号の2	学校の校舎その他付属設備の災害復旧のための寄附金 学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校(※) ※専修学校(以下同じ) 〔高等課程(修業期間の授業時間数2000時間以上) 専門課程(修業期間の授業時間数1700時間以上)〕	
	第2号	学校の敷地、校舎その他付属設備に充てる寄附金 学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校	財務大臣の承認を受けたもの(承認の日から1年を超えない期間内)
	第2号の2	日本私立学校振興・共済事業団への寄附金 学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校の 教育に必要な費用、基金に充てられるもの	
	第2号の3	独立行政法人日本学生支援機構に対する寄附金 経済的理由で修学に困難がある優れた学生等に貸与される学資に充てられるもの	
②試験教育関係	第3号	研究法人(※)の試験研究の用に直接供する固定資産の取得のための寄附金 ※研究法人 〔特別の法律により設立された法人、公益社団法人、公益財團法人 国民経済上重要な科学技術の試験研究を主目的とするもの〕	財務大臣の承認を受けたもの(承認の日から1年を超えない期間内)
③共同募金関係	第4号	各県共同募金会の共同募金 都道府県の区域内で社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とする	財務大臣の承認を受けたもの(厚生労働大臣の定める期間内に支出された寄附金)
	第4号の2	中央共同募金会、各県共同募金会への寄附金 〔社会福祉事業、更生保護事業の用に供する土地、建物、機械設備の取得、改良の費用 社会福祉事業、更生保護事業の経常的経費 社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金〕	
④日本赤十字社関係	第5号	日本赤十字社への寄附金	財務大臣の承認を受けたもの(毎年4月1日から9月30日までの間に支出された寄附金)